

居宅介護サービス費・単位数（2024年4月～）

サービス 内容略称	算定項目	2024年 4月改定
居宅における身体介護	(1) 30分未満	256
	(2) 30分以上1時間未満	404
	(3) 1時間以上1時間30分未満	587
	(4) 1時間30分以上2時間未満	669
	(5) 2時間以上2時間30分未満	754
	(6) 2時間30分以上3時間未満	837
	(7) 3時間以上（921単位に30分を増すごとに+83単位）	
通院等介助（身体介護を伴う場合）	(1) 30分未満	256
	(2) 30分以上1時間未満	404
	(3) 1時間以上1時間30分未満	587
	(4) 1時間30分以上2時間未満	669
	(5) 2時間以上2時間30分未満	754
	(6) 2時間30分以上3時間未満	837
	(7) 3時間以上（921単位に30分を増すごとに+83単位）	
家事援助	(1) 30分未満	106
	(2) 30分以上45時間未満	153
	(3) 45時間以上1時間未満	197
	(4) 1時間以上1時間15分未満	239
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	275
	(6) 1時間30分以上（311単位に15分を増すごとに+35単位）	
通院等介助（身体介護を伴わない場合）	(1) 30分未満	106
	(2) 30分以上1時間未満	197
	(3) 1時間以上1時間30分未満	275
	(4) 1時間30分以上（345単位に30分を増すごとに+69単位）	
通院等乗降介助		102
初回加算	初回加算（初回サービスにつき1回算定）	200
利用者負担上限額管理加算	月1回を限度	150
緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算（月2回を限度）	100

居宅介護事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算（2026年5月まで）

算定項目	加算内容
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の41.7%加算

居宅介護事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算（2026年6月以降）

算定項目	加算内容
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ・ロ）	所定単位数の45.6%加算

居宅介護事業所の体制加算

算定項目	加算内容
※R8年5月から特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の20%加算
※R8年4月まで特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の15%加算

身体拘束廃止未実施減算

算定項目	加算内容
身体拘束廃止未実施減算	上記の居宅介護費に対して-1%
虐待防止措置未実施減算	上記の居宅介護費に対して-1%
情報公表未報告減算	上記の居宅介護費に対して-5%
業務継続計画未策定減算	上記の居宅介護費に対して-1%